

熊本県公告第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（地域基準点測量）	平成15年8月25日から 平成16年1月20日まで	八代市、下益城郡松橋町及び小川町並びに八代郡千丁町、鏡町、竜北町、宮原町及び東陽村
基本測量（高精度三元測量）	平成15年8月25日から 平成15年12月20日まで	熊本市、菊池郡大津町及び菊陽町並びに阿蘇郡一の宮町、阿蘇町、波野村及び長陽村

熊本県公告第514号

豊野町ほか8町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
豊野町	平成13年度及び 平成14年度	大字糸石の一部	地籍図 地籍簿	平成15年7月14日
波野村	平成12年度から 平成14年度	大字中江の一部		
高森町	平成13年度及び 平成14年度	大字津留の一部		
白水村	平成13年度及び 平成14年度	大字中松の一部		
長陽村	平成13年度及び 平成14年度	大字河陽の一部		
益城町	平成13年度及び 平成14年度	大字杉堂の一部		
千丁町	平成14年度	大字古閑出の一部		
竜北町	平成14年度	大字若洲の一部		
泉村	平成13年度及び 平成14年度	大字仁田尾の一部		

熊本県公告第515号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成15年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成15年7月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成15年9月10日（水）
 - ア 学科試験 午前10時から正午まで
 - イ 実地試験 午後1時から
 - (2) 場所 熊本県健康センター（熊本市東町四丁目11-1）
- 2 試験科目
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験
 - ア 洗たく物の処理に関する知識及び技能
 - (ア) 衣類別のクリーニング方法
 - (イ) しみ及び薬品の鑑別等
- 3 受験資格
 次のいずれかに該当する者であること。